

南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金 よくあるご質問

令和6年8月1日現在

1. 申請について

Q. 所定の様式はありますか？

A. ホームページに様式を掲載しています。適宜、ご活用ください。

Q. 補助金の予約はできますか？

A. 予約はできません。交付申請書一式を町へ郵送頂いた受付順に処理させていただきます。

Q. 補助額が「〇〇〇円以内」となっているのはなぜですか？

A. 事業によっては、補助対象外経費が発生したり、月々の予算上限に達する場合、予算上限の残額までしか補助できないため、「〇〇〇円以内」と記載しています。

Q. 収支予算書の補助対象経費にはどこまでの経費を計上すればよいですか？

A. バスの運行に伴う交通費や燃料代、駐車場代、添乗員宿泊費、ガイド報酬などツアーに要する経費を計上してください。なお、消費税は補助対象外となりますので、作成の際は、留意ください。

2. 観光施設について

Q. 観光施設には、白良浜や円月島は含まれますか？

A. 含まれません。町内の有料の観光施設をご利用ください。

Q. 土産物店は対象施設に含まれますか？

A. 含まれます。

Q. 一つのバスツアーで参加者が各自、別々の観光施設を訪れる場合、それぞれ観光施設にカウントされますか？

A. 15人以上が1施設を訪れる場合、利用施設としてカウントします。

Q. 崎の湯は対象施設に含まれますか？

A. 含まれません。白浜町が運営管理する施設等は対象外とします。

Q. バスから降車せずに観光施設を訪れる場合、対象施設に含まれますか？

A. 含まれません。

3. 旅程について

Q. 金曜日、土曜日の1泊2日のバスツアーを計画しています。旅程区分は平日になりますか？それとも休日になりますか？

A. 休日になります。旅程の一部に休日等（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）を含む場合は、休日等の旅程区分として取り扱います。

Q. 12/25～1/7の期間は除くとありますが、12/24～25の1泊2日のバスツアーは対象になりますか？

A. 対象となりません。旅程に12/25～1/7の期間が含まれる場合は、対象外となります。

4. その他

Q. 修学旅行は対象ですか？

A. 対象外です。

Q. 社員旅行は対象ですか？

A. 補助対象です。